

概要版

# 琵琶湖森林づくり基本計画

2005～2020 (H17～R2)

【2019.3改訂】

滋賀県

# 琵琶湖森林づくり条例

平成16年4月施行

すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

## 目的

森林の多面的機能（水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能）の持続的発揮

琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

# 琵琶湖森林づくり基本計画

[2005(H17)  
~2020(R2)]

条例の理念の実現に向け、50年、100年先も展望しつつ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進」を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定しました。

## 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

## 基本方針

- 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- 県民全体で支える森林づくり

## 基本施策

- (1)環境に配慮した森林づくりの推進
- (2)県民協働による森林づくりの推進
- (3)森林資源の循環利用の促進
- (4)次代の森林を支える人づくりの推進

# 本県で展開する森林づくり

## 本県独自の施策

環境重視・県民協働の視点に立った施策  
↳ **琵琶湖森林づくり県民税**を充当

## その他の林業施策

- ・林業振興対策
- ・森林組合振興対策
- ・木材産業強化対策 など

## 国全体の施策

森林経営管理法に基づく市町施策の支援等  
↳ **森林環境譲与税**を充当

## その他の法令に基づく施策

- ・治山事業
- ・林道事業
- ・造林事業 など

# 基本計画見直しの趣旨

滋賀県では、平成17年度から平成32年度を期間とする琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりに取り組んできましたが、近年、本県の森林を取り巻く環境は大きく変化し、ニホンジカの食害による下層植生衰退に伴う表土流出や頻発する気象災害等による風倒木・土砂流出など、新たな課題が顕在化してきています。

また、森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」への取組や、2021年に滋賀県での開催が決定した第72回全国植樹祭を機にさらなる森林づくりの機運を醸成することなど、新たな取組の必要が生じています。

一方、国では、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法※が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税が創設され、これに係る法律が平成31年4月に施行されたことから、森林経営管理法に基づく施策の推進を図る必要があります。

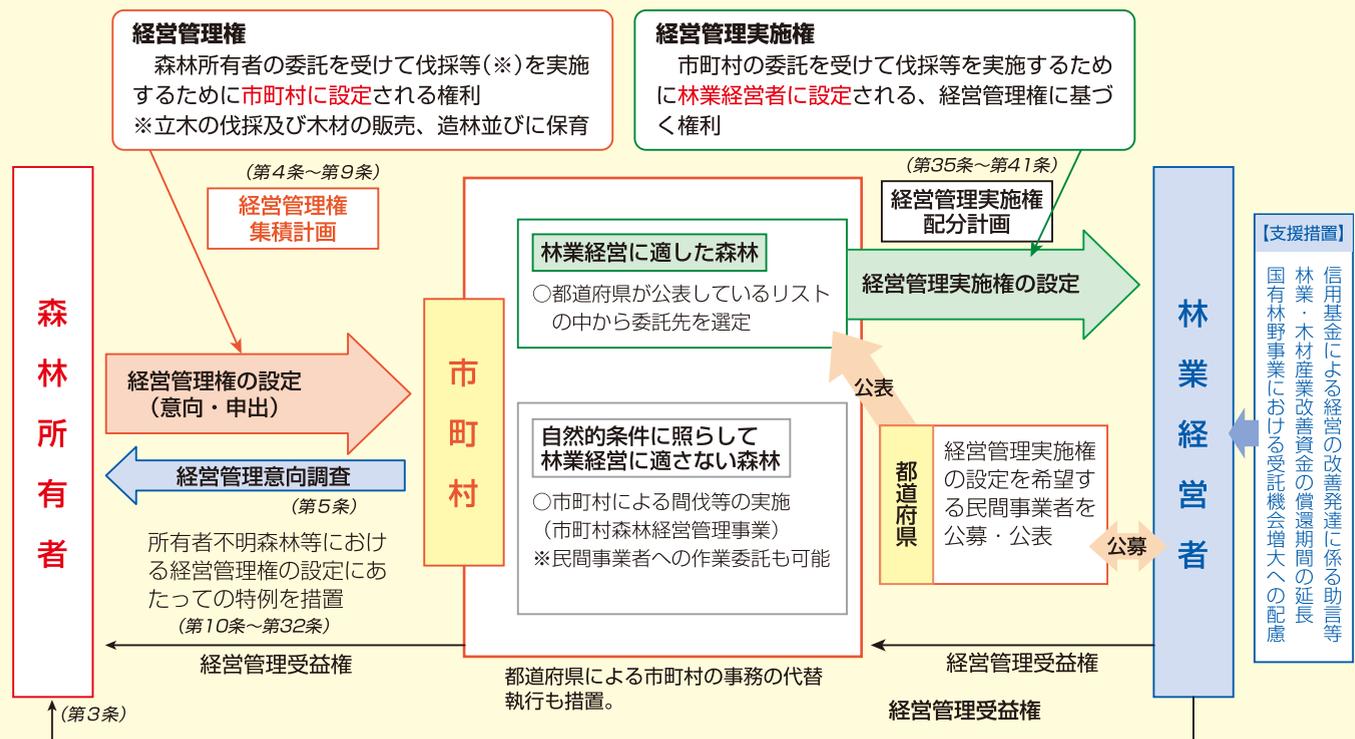
県ではこうした最近の社会経済情勢の変化に対応するとともに、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため、滋賀県森林審議会の答申を踏まえ、基本計画を見直しました。

これからも引き続き、緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいけるよう、県民と一体となって森林づくりに取り組みます。

## 森林経営管理法（平成30年法律第35号）の概要

経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築する。

- 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- 森林所有者が自ら森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける
- 林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託
- 林業経営に適さない森林は市町村が管理を実施



森林経営管理法の全体概要

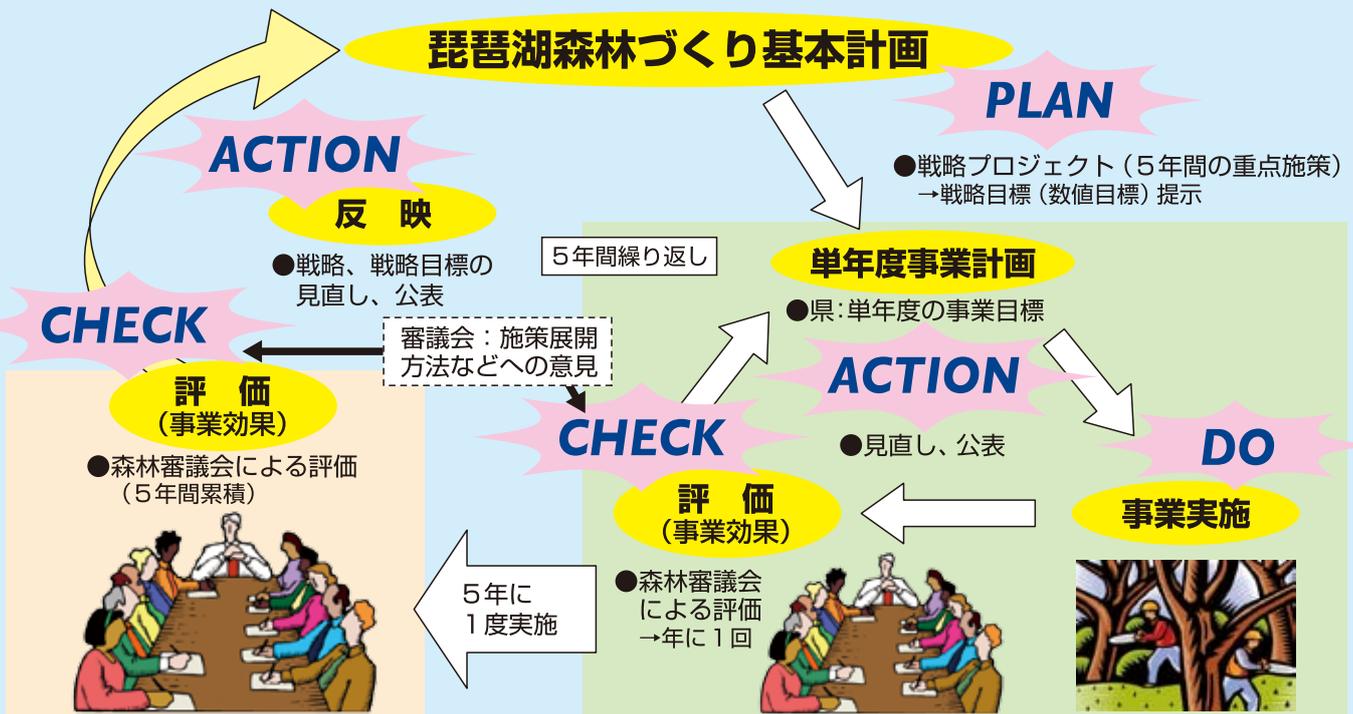
# 基本計画の推進体制

## 1 財源の確保

- 琵琶湖森林づくり県民税および平成31年度から譲与される森林環境譲与税を活用し、森林づくりに向けた事業に充当

## 2 進行管理と点検評価

- 「計画(PLAN)－実施(DO)－評価(CHECK)－反映(ACTION)」サイクルによる進行管理
- 毎年度、事業の進行状況を点検し、滋賀県森林審議会が事業の効果や施策の方向性を評価
- 5年ごとに戦略プロジェクトを見直し



## 3 実施状況の公表

- 森林づくりの状況や県の森林づくりに関する施策の実施状況を、県の広報誌やホームページ等を通じて公表

## 4 市町との連携

- 琵琶湖森林づくり事業との整合性を図りつつ、県と市町の適切な役割分担のもと、森林環境譲与税により森林整備等を実施する市町を支援し、必要な連携を図る



### 琵琶湖森林づくり基本計画（2005～2020）【概要版】 （2019.3改定）



母なる湖・琵琶湖。  
—あずかっているのは、滋賀県です。

発行 令和元年6月  
 発行者 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課  
 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
 TEL：077-528-3914  
 FAX：077-528-4886  
 E-mail：dj00@pref.shiga.lg.jp



2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

このリーフレットは再生紙を使用しています。